



もっと会議所知っ得！コミック

しほ (SHIHO)

YUI

皆さん、知ってましたか？
「容器包装リサイクル法」

容器包装リサイクルについて

「容器包装リサイクル法」は、家庭から出るごみの5割（容積比）以上を占める容器包装廃棄物の資源としての有効利用及びごみの減量化を図ること等により、国民生活の環境保全に寄与するための法律です。消費者・市町村・事業者それぞれが、一般廃棄物に対する責任を分担する仕組みとなっており、「特定事業者」については、利用・製造・輸入した容器包装の量の排出抑制を行うとともに、その量に応じたリサイクルの義務が課せられています。

詳しいお問い合わせは、商工会議所地域振興課へ！

へっ！
そうなんじゃ。

容器包装の定義

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。（法第2条第1項参照）

再商品化義務のある容器包装

容リ法の分別収集の対象となる容器包装は、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールですが、アルミ缶以下の4品目については、すでに市場経済の中で有価で取引されており、円滑なリサイクルが進んでいるので、再商品化義務の対象とはなっていません。

《小規模企業》は、適用除外です

※小規模企業の条件は以下
製造業等 売上高 2億4千万円以下
かつ従業員数20名以下

商業、サービス業
売上高 7千万円以下
かつ従業員数5名以下

へ～！知らなかった。
と、言う方は、是非
この機会に勉強して
みてはいかがでしょうか！

公益財団法人
日本容器包装リサイクル協会の
HPも是非一度ご覧下さい！

<http://www.jcpra.or.jp/>